

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 2 月 27 日農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和 6 年 2 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける土地の所在する市町	賃借権の設定等を受ける者の数	賃借権の設定等を受ける土地
幸田町（権利設定）	2 者	深溝字手張 85 ほか 6 筆
岡崎市（権利移転）	3 者	山綱町字井ノ木田 53-1 ほか 35 筆
西尾市（権利移転）	1 者	吉良町吉田東中浜 104-6 ほか 3 筆
幸田町（権利移転）	4 者	坂崎字宝六下 101 ほか 21 筆